

# 秋田県森林審議会議事録

1 開催日時 平成30年12月26日（水）午後1時30分から3時30分

2 開催場所 ルポールみずほ 2階 「ききょう」

3 出席者

## 【委員】

大坂真一委員、笠井みち子委員、兼子富市委員、熊谷嘉隆委員、小島孝文委員、佐々木昭孝委員、佐藤篤子委員、佐藤重芳委員、佐藤俊一委員、蒔田明史委員、谷川原郁子委員、渡辺千明委員

## 【事務局】

眞城森林技監、佐藤農林水産部次長、齋藤林業木材産業課長、櫻田森林整備課長、沼倉林業木材産業課政策監、眞坂森林資源計画班長（司会）

4 あいさつ

## （眞城森林技監）

日頃より、森林・林業行政につきまして、多大なる御協力を賜っており御礼申し上げます。

秋田は県の木がスギであり、スギ生育の適地となっておりますとともに、ブナなどの広葉樹など、豊かな資源を有しております。また、昭和40年代を中心にスギの植林が展開され、今まさにそのスギの利用期を迎えているところであります。そのような中で、豊富な資源を循環利用していくという林業の成長産業化に向けた取組が重要であると考えているところであります。

また、県では第3期ふるさと秋田元気創造プランを策定し、今年度1年目ということで取組を進めているところであります。大きな動きといたしましては、長年要望されておりました森林環境税、森林環境譲与税が創設され、新たな森林管理システムが来年度からスタートするなど、森林・林業関係にとりまして大きな節目を迎えております。

本日の審議会では、米代川、雄物川、子吉川の3流域の地域森林計画について、本年10月に閣議決定された全国森林計画に即した形での変更について、御審議をよろしくお願いいたします。また、報告事項といたしまして、第3期ふるさと秋田元気創造プランの内容、特に課題となっている再造林や、木材利用について報告させていただくとともに、森林環境税、新たな森林管理システムや、ナラ枯れ被害の現況・対策状況、保安林内における風力発電施設の設置状況について、御報告いたします。

委員の皆様から幅広い様々な御意見を賜り、今後の施策にも反映させていきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

5 議事

## （司会）

委員の皆様は今年度改選され、任期は平成30年5月1日から平成32年4月30日までの2年間となっております。また、本日は改選後初めての審議会であるため、新た

な会長の選任が必要となっております。会長が選任されるまで、事務局が司会進行をいたします。

始めに、審議会の定足数について報告します。委員14名のうち本日は12名の出席で、過半数を超えていることから、秋田県森林審議会規程第3条により、この審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、議案第1号、森林審議会長の選出についてであります。森林法第71条により、「会長は互選した者をもって充てる」と規定されております。いかがしたらよろしいか、お諮りいたします。御意見をお願いいたします。

(委員)

佐藤重芳委員を会長にとの声あり

(司会)

佐藤重芳委員を推薦するとの御意見がありました。皆様、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(司会)

異議なしとの声がございますので、それでは、会長は佐藤重芳委員にお願いいたします。それでは、佐藤会長、会長席に御移動をお願いします。早速ですが、会長より就任の御挨拶をお願いいたします。

(佐藤(重)会長)

佐藤でございます。会の目的に沿って誠心誠意しっかりと進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

去る12月23日が今上天皇としての最後の誕生日ということで、お言葉があり、大変感慨深く伺ったところです。私は、今年の春まで、数年間にわたり、年に2回は必ず両陛下に同席させていただく立場でありました。お言葉は陛下のお人柄がにじみ出たものであったなと思いながら拝聴いたしました。

その中で、在位中、再三にわたり自然災害に見舞われて非常に心を痛めたというお話がありました。機会があれば被災地に赴いて、お見舞いを申し上げ、亡くなられた方に哀悼の意を表しつつ、被災された方々に寄り添うという陛下のお姿をお見受けしたところです。

今、どちらかという経済が優先されるという社会の中で、自然環境がおろそかにされているわけではないと思いますが、そういったことを感じてしまうことがございます。有識者の先生方によりますと、年々エスカレートしている自然災害というのは、温暖化が進むにつれてますますひどくなると予想されています。少なくとも、我々は自然環境というものをしっかりと後世に伝えていかなければいけない責務を背負っていると、個人的に心がけながら暮らしております。意を共にする方々と一緒に行動していきたいと考えております。

本日は、議事として、3流域の地域森林計画の変更について、委員の皆様は御意見を

伺い、答申していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**(司会)**

それでは、議事に入らせていただきます。森林審議会規程第2条に基づき、これからの議事進行を佐藤会長にお願いします。

**(佐藤(重)議長)**

それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行について、よろしく御協力をお願いします。

まず始めに、議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、秋田県森林審議会規程第5条により、議長が指名することになっておりますので、笠井みち子委員と佐藤俊一委員をお願いします。

次に議案の審議に入ります。議案第2号「米代川地域森林計画変更計画書(案)」、議案第3号「雄物川地域森林計画変更計画書(案)」、議案第3号「子吉川地域森林計画変更計画書(案)」はいずれも関連がございますので、一括で審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

櫻田森林整備課長が説明

**(佐藤(重)議長)**

ただいま事務局から説明がありました、議案第2号、第3号、第4号につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思ます。

**(谷川原委員)**

森林経営管理制度が新しくできるということですが、これは、管理ができない全ての森林に手が行き届くということでしょうか。また、森林所有者が市町村に管理を委託する場合、その森林整備にかかる費用はどうなるのでしょうか。全部費用を見てくれるのであれば森林整備が進むのではと考えられますが。

**(櫻田森林整備課長)**

これまでも、森林の整備がなかなか進んでいないところもあり、秋田県の森林面積のうち4割程度は、森林所有者の方が自分で森林経営計画を立てて、自ら補助金等を活用しながら間伐等を行っています。それ以外の場所については、採算が取れない、道路がない、山によっては成長が悪くて経営が成り立たないといった理由で手入れが行われていません。全国的にも同様で、秋田県は全国平均よりは少ないが、手の入らない森林が一定割合あります。

今回、森林経営管理制度ができたことにより、委員がおっしゃったように、これまで手が入らなかった森林も整備していくことができることになるので、これまで以上に森林整備を進めていくことができると考えています。これは、経費的にも森林環境譲与税という財源ができて、森林についても森林環境譲与税を使って、所有者がお金をかけなくても森林の整備を進めることができるという仕組みとなっております。

これまで経営管理されている4割の森林については、公共事業の造林事業の中で補助金を活用して整備されてきておりますが、それ以外の、所有者が管理する意思のない森林については、森林環境譲与税を活用して、所有者の負担をかけずに森林の整備を行うものです。既存の国庫補助事業にプラスして譲与税という財源ができたということで、これまで以上に森林整備を進めていけるものと考えております。

**(佐藤農林水産部次長)**

後ほど詳しく御説明しますが、この制度は、自分では経営管理できない森林を、市町村がいったん預かり、所有者に代わって、市町村が管理していくというもので、そのうち林業経営が成り立たない森林については、環境譲与税を活用して整備を行い、所有者の持ち出しはないという仕組みです。

**(蒔田委員)**

所有者の意欲のあるなしはどのように区分けするのですか。市町村の計画の中で確定されるのですか。また、その際の所有者との意思の疎通はどのようになされるのですか。

**(櫻田森林整備課長)**

来年から実際に作業が始まることとなりますが、いきなり間伐を行うわけにもいかず、県内には8～10万人の所有者がいるというデータもあるため、市町村が森林所有者の方へのアンケートや座談会などを通じて、所有者がこの後、自分の山をどのようにしたいと考えているかの意向調査を行うという膨大な作業が行われることとなります。

その調査で、市町村に委託するかどうかの意向を確認したり、また、境界や所有者自身がわからない場合もあるので、そのあたりの課題も市町村が中心となって調査していくこととなります。面積も広大なため、一度に何万ヘクタールも行うことは難しいので、市町村の森林面積に応じて、10年、20年の計画で順次進めていくこととなると考えております。

**(蒔田委員)**

現実に森林を区分けするのは難しいと考えるし、市町村の整備もどういう方向にしていくのかというのも課題ではないでしょうか。林業地としてやっていくのか、環境林として整備していくのか、場所によっても違うと思うのでかなり大変な作業だと思われませんが。

**(眞城森林技監)**

蒔田委員がおっしゃるように、入口の、所有者の意向を調べるだけでも、正直申し上げてかなり大変な作業になるのは間違いないと思われれます。これは市町村が中心に行う事となりますが、市町村の体制がそもそも厳しい中でスタートすることとなります。また、山をどのように経営したらいいのか、自ら経営した方がいいか、預けた方がいいか、預ける森林が積極的に林業を行うところでないとするれば、混交林など、環境林中心の形になっていくこともあると考えられます。

いずれ、所有者にアプローチして、所有林の管理の意向を確認するときに、制度の説

明や管理手法の提示などもしていけないといけないと考えており、その場合、後ほど御説明する再造林とも関係してきますが、どこまで林業経営を行うべきなのか、その考え方や方向性を今後検討していく必要があると考えております。

**(蒔田委員)**

もう一つ、市町村に対する森林、林業に関する人材育成について、県は林業の専門職員がいるが、市町村には必ずしも専門職員がいないので、そのような取組が重要ではないかと考えますが。

**(眞城森林技監)**

市町村において、専任で林業行政を長く担当している職員は、聞いている限りほとんどおらず、体制として厳しいと考えます。実際に市町村が森林管理を行う事になると、事業の発注などの実務も含めて、かなり業務量が増えていくこととなります。

一方で、市町村においては、このような業務を直接行っていないのが現状であり、大きな林業のあり方の話だけでなく、実際の実務についても、今後、研修会などを実施する必要があると考えています。これまで市町村と打合せをしてきたところですが、一定のサポートが必要と思います。

あわせて、将来的に森林整備を実施する事業体が増えて秋田にいないと考えると、考えます。現在も、県が実施する事業体向けの研修がありますが、今後、質、量ともに充実させていきたいと思っております。この人材育成に関しては県の譲与税を充てることのできるものと考えております。

**(渡辺委員)**

所有者や境界が不明な森林があると説明がありましたが、東日本大震災の時も同様で、ただ事業がどんどん進む中で、ある程度のところで区切りをつけて進めていくということがありました。

今回、所有者や境界を明らかにするという作業だけを行うと、森林整備の事業がなかなか進まないのではと考えます。不明な部分をどうするか、ある程度のところでどう区切りをつけるかについて考えはありますか。また、森林簿と実際の所有者や面積などが違うことがあると思いますが、そこは計測し直すなどをしていくことになるのですか。

**(櫻田森林整備課長)**

国土調査が実施済みのところは、境界や所有者の情報が把握されておりますが、市町村によって国土調査の実施割合の幅が大きく、100%実施のところもあれば、4、5%台のところもあります。100%実施済みの市町村は所有者、境界とも明らかとなっているので、事業を進めやすいと思っております。一方で、実施が4、5%台のところでは、登記上の面積や境界が実際と違うケースが多くなっています。

法務局の登記情報に基づいた境界、面積とは別に、県では資源管理のために作成している森林簿という台帳があり、毎年見直しをしています。市町村は、登記情報を基に作成する林地台帳と、県がこれまで作成、更新してきている森林簿のデータ、この中には所有者や面積、図面などがあるので、市町村はこれらのデータを活用し、精度を高めていくということになります。国土調査実施割合が低いところは、所有者や境界がはつき

りしているところから意向調査や森林整備を進めていく、という順番になると考えます。

**(佐々木委員)**

森林環境税と森林環境譲与税の違いについて教えてください。

**(櫻田森林整備課長)**

国の制度では森林環境税と森林環境譲与税の2種類の名称が出ていますが、平成36年度から、国民一人当たり千円を徴収する税金のことを森林環境税といい、森林環境譲与税は、来年度から市町村や県に譲与されるというものです。徴収は平成36年度からですが、森林整備対策は速やかに実施する必要があるため、譲与税は、将来徴収する金額を前提にして、平成31年度から譲与するという仕組みです。

また、これとは別に、秋田県では、水と緑の森づくり税があり、こちらは、森林公園の整備や、松くい、ナラ枯れ被害木の伐採、小学校の森林教育、ボランティアの植樹に対する助成等を行うもので、国の税金とは用途が別となっております。

**(佐藤(重)議長)**

森林環境税は徴収する方で、譲与税は交付する方となります。目的税であるので、本来であれば徴収してから譲与するということとなりますが、徴収が平成36年度からになるのは、東日本大震災の復興税の徴収が終わってからということにしたため、それまでは国の特別会計から借入れをし、平成31年度から譲与することとなります。

**(佐藤(篤)委員)**

説明資料6ページにある、計画の対象とする森林面積の変更について、農地から森林への編入とあり、数字的にはそんなに大きくないようですが、実際はかなりの農地が放置されて林地化しているのではと思われます。このように数字に表れるのは事業等により行われているものなのでしょうか。

**(櫻田森林整備課長)**

減少する部分はわかりやすいですが、新たに森林に編入されて増加になっている部分は、原野状態になっているところに、国の造林補助事業などを活用して植栽するところが多く、増えているものです。たとえば中山間地域で、農地に手がかけられなく、原野状態になっているところなどに所有者が植林しているものです。

**(佐藤(篤)委員)**

中山間地の農地をみると、放置されて荒れているという印象ですが。

**(櫻田森林整備課長)**

確かにそういう土地が増えてきています。この後も御説明しますが、伐採した後に再造林を行うという場合には、1ヘクタールあたり100万円以上の経費を要することから、なかなか造林が進まないという背景があるなかで、所有者に植えてもらうのは災害防止の観点からも望ましいことだと考えております。

(佐藤(重)議長)

他に御意見、御質問ございませんか。

ないようですので、議案第2号、第3号、第4号について適当と認め、その旨を知事に答申することにしてよいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

それでは、議案第2号、第3号、第4号について、適当である旨の答申をすることと致します。

また、議案に供した答申文の作成については、会長の私に一任していただいてよいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

以上で、本審議会の諮問事項については終了します。

(司会)

長時間の御審議、大変ありがとうございました。

これをもちまして、秋田県森林審議会を終了いたします。

本日は、皆様の御協力により円滑に審議会を運営することができ、ありがとうございました。